

令和4年1月7日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」指定に伴う市内就学前教育保育施設の対応について（依頼）

【第69報】

素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、本県に「まん延防止等重点措置」の指定に伴い、別紙のとおり「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針（以下「沖縄県対処方針」という。）の公表がありました。

これに伴い、本市内就学前教育保育施設における対応については、1月9日から1月31日まで下記のとおりといたしますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

※本決定事項は1月7日現在のものであり、今後変更があり得ることを申し添えいたします。

※下記5については、那覇市保健所の「接触者」に対する対応方針の変更に伴い、【第68報】と異なる対応となるため、ご注意ください。

記

- 1 感染拡大防止の観点から、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）**登園の自粛を要請**いたします。保護者の皆様においては可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いいたします。なお、この場合、**保育料等の減免措置対象**といたします。
- 2 園児について、日々の体調管理を徹底し、症状のある場合や体調が悪い場合は、登園を控えるようお願いします。
- 3 園児の家族に、症状のある方や体調の悪い方がいる場合や濃厚接触者がいる場合も健康管理に十分留意してください。
- 4 園児について、感染者及び濃厚接触者になった場合は保健所の指示の指示等に基づき、自宅での療養をお願いいたします。
- 5 園児について、接触者となった場合、PCR検査の結果がでるまでは、自宅での療養をお願いいたします。検査結果が陰性の場合、症状が無ければ登園は可能となりますが、症状がある場合は登園を控えてください。
- 6 ご家庭において、基本的感染症対策の徹底（手洗い、換気、3密を避ける等）を行ってください。
- 7 保護者会や園行事等、人を園に集める行事については、原則「延期」としますが、やむを得ず実施する場合は、行う施設の収容率50%以内の確保や分散開催等、最低1mのソーシャルディスタンスを確保し、3密にならないよう工夫の上、検温、マスク着用、手指消毒を確実に実施して開催して

ください。行事等は原則といたしますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

- 8 必要があつて、職員及び同居家族が、県外の「まん延防止等重点措置」の指定された地域及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令地域（以下「当該地域」といふ）に往来した場合は、渡航期間中は体調管理に留意し、戻られた日の翌日から2週間、健康観察等の記録をおこなってください。また、当該地域からの宿泊者がいる場合も健康観察の記録をお願いいたします。健康観察の記録については、同居家族全員が記入する検温シート（様式3）及び渡航者等対象用の健康観察シートに記入してください。

〈添付資料〉

【別添1】「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針

【別添2】新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

【別添3】家庭内感染注意パンフ（厚生労働省作成）